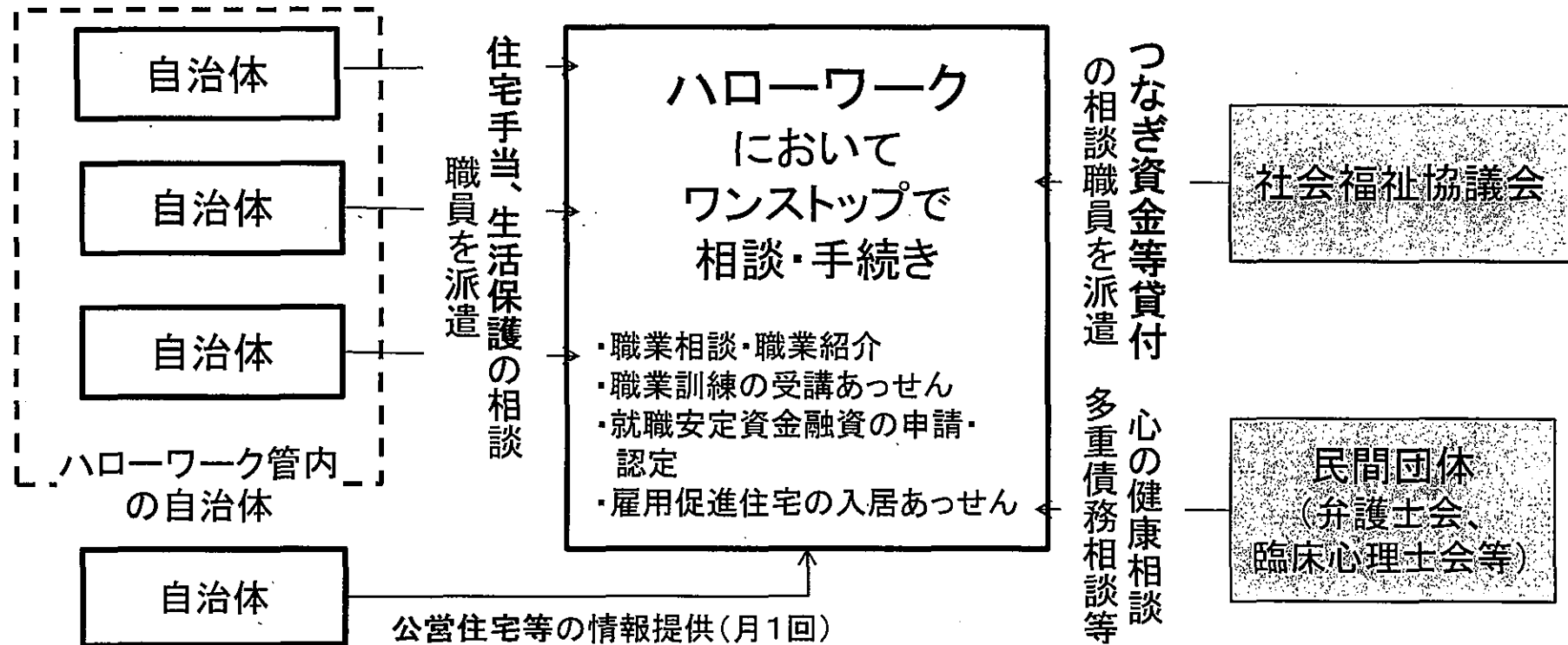


ハローワークにおけるワンストップ・サービス・デイの実施

緊急雇用対策(平成21年10月23日 緊急雇用対策本部決定)

実効あるワンストップサービスとは、各種制度の相談・手続きが一箇所で行えるサービスを指す。各種制度窓口がばらばらだと、複雑な要件を熟知していない利用者にとっては、どこを訪れたらいいのかわからず、それがしばしば行政窓口による「たらい回し」を惹き起こしとする。実効あるワンストップサービスの実施・普及は、「派遣村」の教訓を生かすだけでなく、利用者の視点に立った地域住民サービス向上に資するものと考えられる。



- ◆ 11月下旬に東京、大阪、愛知及び協力が得られる政令市等において試行実施
- ◆ 試行実施におけるニーズ等を踏まえ、定期開催・年末年始の開催を検討